

生活福祉資金(特例貸付)をご希望の皆様へ

特例貸付(緊急小口資金・総合支援資金・総合支援資金【再貸付】)の申請受付期間が

11月末に延長されました。緊急事態宣言中の申請についてご協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、申請書は**原則、郵送にてご提出**ください。来所される場合は、事前に電話予約していただき、窓口へお越し下さるようお願い致します。

【申請方法】

・当面の間、**窓口での相談・お問合わせはお控えください。**

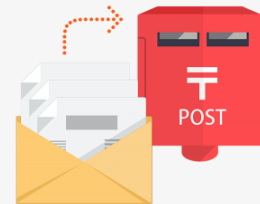
・貸付相談等は事前に**電話予約**が必要です。



※**発熱や咳など、かぜの症状**がある場合や 2 週間以内に県外や国外へ渡航歴のある方の来所相談は、お控え下さい。電話相談対応となります。お気軽にお問合せ下さい。

【提出方法】

貸付の申請書類の提出について



読谷村社会福祉協議会まで**原則郵送**にてご提出ください。

※ 提出書類等の確認を行いますので、提出前に電話にてお問合せ下さい。